

# 知って防ごう！ 鳥獣被害

近年、市街地でもタヌキ、アナグマ、イノシシなどの野生動物が目撃されていて、農地や家庭菜園への被害が確認されています。今回は、鳥獣被害防止対策の取り組みや市の支援事業などについて紹介します。

◎問い合わせ 森林保全課 ☎23-2152

## 被害防止対策の取り組み

農作物の被害情報が出ると、各地の有害鳥獣捕獲班（猟友会員）が出動し、捕獲活動を行います。捕獲班の皆さんは、本業の傍ら地域のために活動しています。

また、年間を通じて有害鳥獣監視員が市内の見回りをしている、被害状況の調査や追い払いなどの業務を行っています。



ワナの確認をする有害鳥獣監視員

## 被害防止対策への市の支援

被害を防止するために、市では次の支援を行っています。

### 【電気柵設置助成】

- 対象 市税の滞納がない市民
  - 対象物 電気柵一式
  - 補助率 資材費の60%以内
  - 受付期間 9月1日(月)～30日(火)
- ※令和7年度申し込み分を令和8年度に補助。申し込み多数の場合、令和9年度の補助になることがあります。



水田に設置した電気柵

## 【ワイヤーメッシュ柵設置】

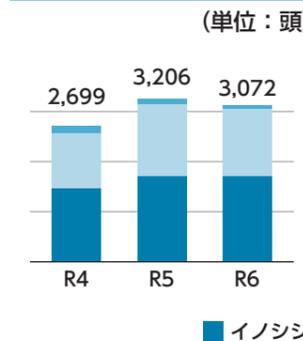
- 対象 市税の滞納がない3戸以上の農家
  - 対象物 ワイヤーメッシュ柵（貸与）
  - 補助率 資材費の100%以内（上限有。自力施工）
- ※令和7年度申し込み分を令和9年度に設置対応

## 【狩猟免許取得助成】

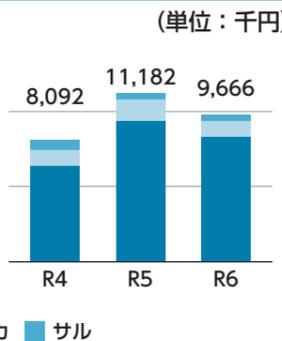
- 対象 市税の滞納がない市民で、新たに狩猟免許を取得し、県内で狩猟登録を行った人
  - 補助率 狩猟免許取得および狩猟登録に係る経費の3分の2以内
- ※各支援策について詳しくは、市ホームページを確認ください



## 有害鳥獣捕獲実績の推移



## 農作物被害額の推移



森林保全課 主事  
川口 功真 (こうしん)

## 野生動物をすみ着かせないで

本来は里山に生息している野生動物ですが、すみかとなる環境があることで住宅地にすみ着いてしまい、家庭菜園の食害やふん害などの悪影響を及ぼします。

野生動物による被害を防ぐには、食料となる生ゴミやペットの餌を外に放置しない、雑草地のような野生動物の隠れ場となる場所を作らないなどが大切です。家庭でも鳥獣被害対策の取り組みに協力ください。

# 地球を守る、我が家のエコ活

最近、「昔より夏が暑くなった気がする…」と思ったことはありませんか。気温は年々上昇していて、地球温暖化の影響は私たちの身近なところに表れています。毎日の暮らしの中でできる環境にやさしい活動（エコ活）が、未来の地球を守る力になります。できることから始めてみましょう。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

## 地球温暖化がもたらす身近な影響

- ・猛暑日や熱帯夜が増加し、熱中症などの健康被害のリスクが高まる
- ・大雨や台風などの異常気象が頻発
- ・水不足や農作物の収穫量減少により食料価格が高騰

## 【買い物・外出時の工夫】

- ・買い物にはマイバッグを持参する
- ・外出時はマイボトルを持ち歩く
- ・食材は食べきれられる量だけ買う

## 【暮らしの工夫】

- ・カーテンやブラインドで日差しを調整し、冷房効率を上げる
- ・植物を育てて緑を増やす
- ・家族や友人とエコ活のアイデアを共有する



## 市役所でも取り組んでいます！

- ・市では、第三次都市地球温暖化対策実行計画に基づき、職員一人一人が次の取り組みを行っています。
- ・消費電力の削減
- ・ペーパーレス化の推進
- ・廃棄物の減量とリサイクルの徹底
- ・燃料や水の使用量削減

## お盆の墓参りと合葬墓

お盆期間中の墓参りの際は、混雑緩和に協力ください。今回は、市が管理する合葬墓の利用についても紹介します。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

## お盆の墓参りの注意点

【駐車場と交通規制】  
市営墓地周辺の混雑解消のため、市道の一部を交通規制します。駐車場には限りがありますので、自家用車を利用する場合は、できるだけ乗り合わせの上、警備員の誘導に従ってください。

【供え物などの処分】  
お盆期間中は墓参者が多く、墓地内のごみ置き場が溢れることがあります。供え物などの持ち帰りに協力ください。供え物などを家庭ごみとして出す場合は、市のごみ分別方法に沿って処分ください。針金が使われている造花などは「燃やせないごみ」ですので、ご注意ください。

## 上長飯霊地公園合葬墓

本合葬墓は、使用者から骨壺を預かり保管するお墓です。市で管理されるため、使用者は掃除などがありません。また、要件に該当する人は、生前予約も可能です。合葬墓使用許可の際は、下表の使用料を納付ください。

| 使用者の住所地・本籍地区分     | 使用料 (1体当たり) |
|-------------------|-------------|
| 市内に住所がある          | 11万円        |
| 市内に本籍があり、市外に住所がある | 16万5千円      |

